

那霸市教育委員会会議録

平成29年度第19回（定例会）

署名人 喜屋武裕江

委員長 本仲範男

開催日時 平成30年1月18日（木） 開会 午前10時00分
閉会 午前10時45分

開催場所 那霸市役所11階 1101A・B会議室

出席委員 本仲範男委員長、比嘉佳代委員、神村洋子委員、喜屋武裕江委員、渡慶次克彦教育長

議事日程 ※日程3は非公開案件に該当

1 報告1 那霸市議会12月定例会における議決議案及び代表・一般質問答弁状況について

【総務課】

2 議案第30号 那霸市立小学校及び中学校の通学区域等に関する規則の一部を改正する規則制定
について

【学務課】

3 議案第31号 那霸市学校給食センター設置条例の一部を改正する条例制定に関する意見の申出
について

【学校給食課】

出席職員

【生涯学習部】屋比久猛義部長、山内健副部長

(総務課) 仲程直毅課長、森田勝副参事、加藤和歌子主査

【学校教育部】黒木義成部長、森田浩次副部長

(学務課) 田端睦子課長、石川泰江主幹、銘苅ゆかり主査

(学校給食課) 佐久川敏明課長、久貝斉主幹、和田英夫主査

会議録作成 (総務課) 幸地英子主査

本仲委員長 平成29年度第19回教育委員会会議(定例会)を開催いたします。本日の会議録署名は、喜屋武委員にお願いします。

報告1 「那覇市議会12月定例会における議決議案及び代表・一般質問答弁状況について」の説明をお願いします。はい、屋比久生涯学習部長、どうぞ。

屋比久部長 報告1 「那覇市議会12月定例会における議決議案及び代表・一般質問答弁状況について」、みだしのことについて、別紙のとおり報告する。平成30年1月18日提出。教育長 渡慶次 克彦。報告理由といたしましては、みだしと同じでございますが、議決議案及び代表・一般質問の答弁の状況を報告するものでございます。報告の詳しい内容については、総務課より説明いたします。

本仲委員長 はい、仲程総務課長、よろしくお願いします。

仲程課長 ご説明いたします。まず議案の30ページの次に「議決議案送付書」があります。

議長から市長あてに送られてきている議案です。一覧表になってございまして、次の2ページをお開きください。議案第104号「工事請負契約について」、鏡原中学校屋内運動場及びプール改築工事の建築部分についての議案が議決されました。それから3ページ、議案第105号で、那覇市教育委員会の委員の任命について送付がありました。議案については、この2件でございます。次のページ以降に資料がございますけれども、後ほどご覧になってください。それでは続きまして、代表質問・一般質問の状況について、説明をいたします。資料集のページを2枚ほどめくっていただけますでしょうか。1ページの前に、縦の目次で「課別答弁状況一覧」がございます。これをご覧になってください。全体で35件の質問が出ております。そこからですけれども、久茂地小学校と前島小学校の統合についてですが、統合についての進め方においては、反省点がなかったのかと、それから反省点があるのであれば、今後どうそれを踏まえていくのかというような質問がございました。総務課はこの1件です。それから生涯学習課ですが、小学校まちづくり協議会に関連いたしまして、地域学校連携施設の状況についての質問。それから放課後子ども教室の現状と課題などについての質問。それからブックスタートに関する質問など計5件の質問が生涯学習課ではございました。それから市民スポーツ課が1件ですが、バスケットボールの振興に関する質問がございました。そして施設課ですが、城西小学校の体育館の建設に係る部分で2件、それから学校のトイレ、洋式化についての質問がございました。学校教育課が一番多くて、18件の質問がございました。特徴的と言いましょうか、変わったものといたしまして、中学校において沖縄相撲の取り扱いがどうなっているかという質問ですね。それから北朝鮮の拉致問題について、どういう指導と言うか、学習状況にありますかという質問がございました。それから教育相談課については、不登校に関する質問と遊び非行の補導件数などについて、これは従来からの質問ですね。続きまして、学校給食課では、給食施設の整備計画を作成しているのかということと、それ

から給食食材の安全性についての質問がございました。最後ですが、教育研究所ですけれども、アクティブ・ラーニングとプログラミング教育に関する質問がございました。これらを含めまして、合計いたしまして35件の質問ということでございました。説明は以上になります。

本仲委員長 はい、ありがとうございました。この件について、ご質問、ご意見ありましたら、お願ひします。はい、神村委員、どうぞ。

神村委員 今、お話しがありました、沖縄相撲の質問がありましたよね。4ページですか。初めてですよね。現場への質問としても、これまであまりなかったかなと感じます。伝統ある沖縄相撲ですから、広めたいという意思を持っての議会質問ですか。

本仲委員長 はい、黒木学校教育部長、お願ひします。

黒木部長 議員からの質問は、ご本人が沖縄相撲に関わっているということで、できれば中学校の武道の中で、1校でも2校でも良いから、まずはモデル校としてやってもらえないだろうかという質問でございました。

本仲委員長 はい、どうぞ。

神村委員 よろしいですか。沖縄相撲って、私達は小さい頃田舎にいましたから、砂場のような所に土俵があって、にわか土俵がすぐ出来て、十五夜の夜に青年たちがやっていのを見て育ちました。柔道着みたいな物を付けて帯を縛って、やるんですけども、結構、骨折とか怪我が多いんですよね。青年たちがすぐ相撲取りになって、鍛えられていない人たちがやるので、結構、肩を痛めることが昔も多くありました。これをやるとなったら、この土俵とか、そういう物の設置が必要になりますか。

本仲委員長 はい、黒木学校教育部長、どうぞ。

黒木部長 議員の説明では、砂場やマットなどで出来るということはおっしゃっておられました。

本仲委員長 最初から組むんですね。

屋比久部長 しかも手の入れ方も、何かこんな風にこうやるので、やっぱり投げた時にそのまま動けませんから、怪我するんでしょうね。

本仲委員長 相手の背中がつかないと勝敗も決まらないということだから、怪我も多いでしょうね。

屋比久部長 モンゴルの相撲に似ていますよね。帯があるのと、ないとの違いですかね。

本仲委員長 はい、神村委員、どうぞ。

神村委員 現場では、今でも柔道はありますよね。中学校はね。それと同じような感覚でおっしゃっているのか。

本仲委員長 はい、黒木学校教育部長、どうぞ。

黒木部長 当初は、柔道もだいぶ入っていたんですけども、現在は、ほとんど空手を各学校やっていまして、やはり事故のことだと、安全性からですね。柔道等は少なくなつ

ていまして、この沖縄相撲についても、そういう安全面がまだはっきりしておりませんので、まだ検討ということでございます。

本仲委員長 ほかにございませんか。はい、喜屋武委員、どうぞ。

喜屋武委員 一覧の1番の久茂地小学校の統廃合問題で、那覇小学校ができてもう何年か経っていると思いますが、今回、議員がこういう質問をされたのには、何かあるんでしょうか。

本仲委員長 はい、屋比久生涯学習部長、どうぞ。

屋比久部長 久茂地小学校の跡地に新市民文化芸術発信拠点施設の建設予定があり、この進め方について、住民へきちんと説明もしていないのではないかということが、議会では問題になっています。久茂地小学校を廃校にする時はどうだったのかと、きちんと皆さんには目的を持って、しっかり説明をしましたかという所を聞きたいということでした。ですから少し絡むというか、そういったものではありました、我々としては、その統廃合の前の平成17年頃からその準備を始めて、市民の皆さんや保護者の皆さんにもしっかり説明をしていきながら、要望を受けながら、取り組んできました、というものを順序よく答弁しましたら、それで良いです、ということがありました。

本仲委員長 1ページの左側の最後の2行が、しっかりした答弁ですよね。はい、ほかにございませんか。はい、比嘉委員、どうぞ。

比嘉委員 少し教えていただきたいのですが、前にも聞いたことがあるかと思いますけれども、校区まちづくり協議支援事業についての、上原議員の質問の中でのことで確認したいのですが。

本仲委員長 何ページですか。

比嘉委員 4ページです。確認というのは、学校の地域連携室の利用規定というのは、全校一致しているのですか。それとも各学校で決められているのですか。

本仲委員長 はい、屋比久生涯学習部長、どうぞ。

屋比久部長 そうですね。地域連携室は、生涯学習部生涯学習課がその所管となって、設置を整備していますけれども、もともと地域連携室は、学校と地域が連携して使用するものということがあったものですから、その地域あるいは学校によって、その使い方も違ってくるだろうということで、利用の規定というのは、ある程度の形みたいなものを当初は示して、ただ、それぞれの学校ごとに定めて皆様の使いやすいような形で運用してくださいということで、各学校ごとで異なります。定めていない学校もあります。そういう状況です。今後は、学校の地域コミュニティの核にしたいということで、城間市長も常々おっしゃっていますので、これもやはりしっかりと、ある程度、統一性を持った指標ということを定めないといけないなということで、今、作業をしているところです。

本仲委員長 よろしいですか。ほかにございませんか。はい、喜屋武委員、どうぞ。

喜屋武委員 お願いします。26ページにあります質問ですけれど、タイムカードの導入の件ですが、今現在、教職員の出退勤の管理というのは、どのようにされているのでしょうか。

本仲委員長 黒木学校教育部長、どうぞ。

黒木部長 現在は、この問題が出ました後に、中学校1校と小学校1校にタイムカードを試験的に導入しておりますが、2年目に入っておりますが、他の学校につきましてはほとんど、校長の目視だとか、申告によってしか出退勤の状況は把握しておりません。その2校の導入状況を見ながら、各学校への導入というのを考えていくという答弁をしております。

本仲委員長 わかりました。喜屋武委員、どうぞ。

喜屋武委員 これは順次、全小中学校に広げていくのと、あとは様々な働き方改革で、40時間までの残業とか、20時間までの残業とか、そういう制度も進めていくということでしょうか。

本仲委員長 黒木学校教育部長、どうぞ。

黒木部長 細かい制度と言いますよりも、まずは各校長が出退勤状況をしっかりと把握していくことが、最初の取り組みだろうということで、来年度4月から9月にかけて、何らかの形でその出退勤が把握できるような取り組みをしていくことで、今、進めているところであります。

神村委員 よろしいですか。関連して。

本仲委員長 はい、神村委員、どうぞ。

神村委員 2校で試行していますよね。その結果で現場は変わりましたか。

本仲委員長 黒木学校教育部長、どうぞ。

黒木部長 現在、取り入れていますのがタイムカード式でございまして、学校は印鑑での管理を行うことが規則としてありますので、押印とタイムカードと、先生方にとっては2つの作業が出てくるということで、先生方からは、あまり良い評価を得ておりません。ただ、この目的自体が出退勤の確認でございましたので、その面では校長がその出退勤の状況の把握は出来ているということです。先生方が少し懸念なさっている所を拭するという新しい取り組みを、今は考えているところです。

本仲委員長 はい、神村委員、どうぞ。

神村委員 意見です。これは出退勤の状況のためのカードではなくて、私は、働き方改革に向けての、つまり残業とか、そういうものを、なるべく少なくするというために重点を置いていくと思っていたんですね。ですから、出退勤の状況の把握であれば管理者が中心になりますけれども、先生方にわかっていただきたいのは、やはり自分自身で努力する、この終業の時間が超過しないように、きちんと教師も努力しないと、絶対にこれは無理だと思いますね。どんなに機械化してもね。タイムカードを設置するから

と言うよりも、先生方の意識を変える、今が一番良いチャンスかなと。

自分で管理出来ますよね。自分のデータも自分でわかりますか。

黒木部長 はい、わかります。

神村委員 そうすると、やはり自分で管理していくという努力も必要ですね。忙しいからできないとか言わせないというか、言ってほしくない。自分の体のことにつながっていくので、やはり、この辺は教師の意識改革をしてほしいと思います。

本仲委員長 働き方改革の本来の目的は、そうだと思われますね。

神村委員 教師は自分で努力していく以外に、自分の働き方を変えていくというのは出来ない職種ですよね。自分で仕事を増やす人もいるし、だからこの辺を思い切って教育委員会は指導を、今が一番良いチャンスだと思います。来年が。よろしくお願ひしたいと思います。

本仲委員長 渡慶次教育長、どうぞ。

渡慶次教育長 おっしゃるとおり、このＩＣカードを導入して、出退勤を確認するということで終わる訳ではないですよね。まず状況の把握をしないことには、次の策が打てないと。早く帰れる人もいるかも知れないし、ずっと特定の人が残っているかも知れない。特定の人が残っている原因はどこかというのは、まず出退勤の状況を確認・把握をしながら、次の対策を打つてということで、まずは最初の段階だと思うんですよ。ですからその後に、どういう改善策があるかというのを見極めていきたいということなので、最初の一歩と言うことですかね。最初の小学校1校、中学校1校というのは、タイムカードということで記録していますが、実際には正確に確認できているかどうかは、わからない。

神村委員 本人がわからないということですか。

渡慶次教育長 データとしてパソコンに取り込んでいるかどうかというのは、これは別の問題で、今度やろうとしているのは、ちゃんとパソコンに取り込んでパソコンの表として、一覧表で校長先生が確認できるような状況になるので。この状況の把握ですよ。

神村委員 これが大事だと思うんですよ。

渡慶次教育長 今、神村委員がおっしゃったように、自分がどの程度残業をしているか、とともに含めて、やはり自己管理、自己啓発をしないといけないので、今後の対応をどうするかということは、この把握をしてからということになります。

本仲委員長 はい、神村委員、どうぞ。

神村委員 あまり頑張らないで、というのは簡単ですけれども、仕事の内容とかいろいろと考える場合に、この頑張りで学校がまた上手くいっているという面もいろいろあって、だから校長としてはとっても悩むと思うんですよね。

本仲委員長 神村委員と渡慶次教育長がおっしゃるものとかは、本来の目的だと思いますけれど、先ほど黒木学校教育部長がおっしゃっていた出勤簿への押印は、また給料との関係が

あるものですから、二度手間にはなるけれども、やはり先生方がこのＩＣカード導入の意義についてしっかりと理解していけば、この出勤簿への押印も別に問題ではなくなるのではないかなと思います。それともう一つは、校務分掌にもかかってくるのではないかと思うんですね。学校の先生方の。やはり特定の人が長く働くのがいけないような分掌があるものですから、この辺の工夫が必要になってくるのではないかなと思いますね。はい、屋比久生涯学習部長、どうぞ。

屋比久部長 今、那覇市では、ＩＣカードで我々は出勤していて、やはりこれがちゃんとデータで記録されていますので、毎月その４０時間を超えると所属長が面談をして、大丈夫ですかと言う話をするんですね。そういう機会が学校でも出来てくると校長先生との先生方が充分お話をする機会も増えて、その辺がいろいろ改善されるのかなと思います。

本仲委員長 そういう方向が望ましいですね。

渡慶次教育長 休憩をお願いします。

本仲委員長 休憩します。

～休憩～

～再開～

本仲委員長 再開します。ほかにご意見ございませんか。私から一つ、湧川議員の教科書選定委員の公表について、今年は那覇地区、那覇市教育委員会が事務局になりますよね。この委員の公表については、非常に大きな課題になるのではないかなと思いますけど、どのように考えておられますか。はい、黒木学校教育部長、お願ひします。

黒木部長 次年度は、また那覇市が採択の事務局になるということで、現在はこの要綱等の見直しについて、今年度の担当でありました浦添市と協議をしながら、公開していく部分と非公開の部分というのをしっかりと分けながら、2月には会議で教育長さん方が集まりますので、その中で理事会とまではいかないかと思いますが、教育長さん方のお考えもそこでお聞きしながら、その集約に向けて今年度中にはまとめていきたいなと考えております。それをやりませんと、選定委員や研究員が出せないので、そこをしっかりとまとめたうえで、各学校現場の先生方、そして選定委員の方々をお願いしていこうかと考えている所です。

本仲委員長 是非、お願ひしたいなと思っているのが、この21ページの右側の湧川　朝渉議員の質問に対する答弁ですが、選定委員、研究委員の公募や氏名の公表に関しては特に慎重な判断が必要だなど、その通りだと思うんですよ。ですから選定後、個人攻撃にならないような配慮をすべきではないかなだと思いますので、この辺、是非、よろしくお願ひしたいと思います。ほかにご意見ありませんか。よろしいですか。ほかにご意見がないようですので、報告1「那覇市議会12月定例会における議決議案及び代表・一般質問答弁状況について」は、終了いたします。

続きまして、議案第30号「那覇市立小学校及び中学校の通学区域等に関する規則の一部を改正する規則制定について」、これを議題といたします。黒木学校教育部長、どうぞ。

黒木部長 議案第30号「那覇市立小学校及び中学校の通学区域等に関する規則の一部を改正する規則制定について」、那覇市立小学校及び中学校の通学区域等に関する規則の一部を改正する規則を別紙のとおり制定する。平成30年1月18日提出。教育長 渡慶次 克彦。提案理由 現行規則の別表第1及び別表第2の通学区域に誤りがあるため、那覇市立小学校及び中学校の通学区域等に関する規則の一部を改正する必要があるので、この案を提出する。説明は学務課で行います。

本仲委員長 はい、田端学務課長、よろしくお願ひします。

田端課長 お願ひします。「那覇市立小学校及び中学校の通学区域等に関する規則」には、小中学校の通学区域が規定されております。その他、指定校の変更ですとか、市外からの通学する児童生徒のことを定めた区域外就学等について規則を定めております。この中で、今回、改正するのは、小学校・中学校の校区、通学区域に関する部分となります。資料の1ページをご覧ください。この1ページが、今回の規則改正の内容となっていまして、[改正前 別記]別表第1、別表第2、[改正後 別記]別表第1、別表第2ということで、表が張り付けてありますが、別表1が小学校校区、別表2が中学校校区の通学区域となります。内容は全て、各小学校区がどの住所かという、住所で表記されているものですが、これでは説明がわかりづらくなりますので、別に参考資料を付けています。5ページ以降で内容についての説明を行いたいと思います。今回、この規則が誤っているというのがわかった背景には、これまで教育委員会のホームページには規則は載せていましたが、こういう地図は載せていませんでした。そうすると、住所だけでは、やはりわかりづらいという意見が以前からあります。今年度はこの小学校、中学校の地図を作り、ホームページに掲載しようということで、その作業を行っています。その中で誤りが発見されたものですから、それを今回、改正したいということです。5ページに戻ります。（資料1）5ページの1です。住居表示実施が行われ、現在は別の住所に変更されているが、元の住所が区域表に残っているため、削除することです。真嘉比小学校と松島小学校につきましては、真嘉比・古島地域の区画整理が終わって、住居表示が変わり、正しいものは平成26年度の時点で規則改正を行っていますが、字住所の落とすべきものが落とさずに、そのまま残ってしまっているということが今回わかりましたので、これを削除します。新しい住所では載っていますので、これを削除したから何か影響が出るということはありません。次に2番目ですが、校区図の作成を行っている中で、誤りが見つかったため、通学区域表を改正する。これにつきましては、別添（資料2）7ページをご覧ください。7ページは、字宇栄原地域の校区図になっておりまして、水色で色を付けて

いるのが高良小学校の校区になります。白く残った部分が宇栄原小学校の校区ですが、この高良小学校の中の黄色空白されている部分、この住所が字宇栄原496番地です。これは住所です。住宅が建っていて人が住んでいる住所です。宇栄原小学校の校区に赤でマークされている部分、これは地番として、字宇栄原の496番地とあります。ここは駐車場になっていて、この地番には建物が建っていません。ですので、ここにもし建物が建つと、新たな住所が振られるだろうと想定されている所です。ですが、今の段階でみると同じ字宇栄原496番地という表示になっていますので、本来、高良小学校区域に載せないといけないこの住所が、今の規則では宇栄原小学校校区に載っているということで、今、住宅が建っていて住所のある番地を、高良小学校校区に変えるということで、今回、改正をしています。5ページに戻りまして、高良小学校校区にはこの字宇栄原496番地が現在なくて、宇栄原小学校校区に載っているものを、それぞれ改正後は高良小学校校区に字宇栄原496番地が入ってきて、宇栄原小学校校区からは、削除されるという形になります。よろしいでしょうか。

本仲委員長 はい、ありがとうございます。

田端課長 では、続けます。3番目に、町字の番地で細かく区域表に表記されているが、その字は全部その校区であるため、わかりやすく文言を修正するということで、まず安岡中学校、これは字安謝の番地が全部細かく載っていますが、字安謝は全部、安岡中学校校区ですので、改正後は字安謝（全部）という表現にします。次のページ、6ページの小禄中学校の所で字宇栄原の番地が細かく載っていますが、字宇栄原は現在、全部、小禄中学校校区ですので、表現も字宇栄原（全部）にします。なぜ、この様な形が残っているかと言いますと、実は、字安謝も字宇栄原も町名表記に変わった時に、新しい町名が「何丁目何番地」と表記されていて、残った字が全部、そのまま規則の中に細かく残っている、丁目に変わった所が抜かれた結果ですが、実態としてこの地図の作業をしている中で、もれなく全部、同じ校区だったので、表現はわかりやすくしようということで、今回、そのように改めます。続きまして4番、現在、首里城公園管理センターになっている住所のみ別の校区になっているため、首里金城町は全て同じ校区に変更するということで、現在、首里中学校も首里金城町1丁目2番地というのが残っていて、それ以外の首里金城町は、全部、松城中学校校区です。これにつきましても、地図がありますので、8ページをご覧ください。8ページ、松城中学校校区が水色で表示されていて、この中の赤くマークされている部分は、首里中学校校区として残っている首里金城町1丁目2番地です。この部分が首里城管理センターです。ここが残っていた背景を調べました。昭和58年、松城中学校が出来た当時はこの辺り一帯に住居が10件以上ありまして、地形としましては、今通っている首里城管理センターの隣にある大きな道はなくて、この住居の隣は、すぐ琉球大学の校舎になっていました、ここから松城中学校に行くには大廻りをして行かなければいけない

地形でしたが、その後、ここを首里城公園として整備するということで、全部、立ち退きになつて、新しい道路が出来たり、管理センターが出来たりして、ここに住んでいた方の個人の住宅は無くなっています。ですが、この番地もその当時のまま規則上は残っていたということで、現在、ここに新たに個人の住宅が建つことは考えられないで、首里金城町は、全て松城中学校校区として定めるという形で改めたいと思います。説明は以上となります。

本仲委員長 ありがとうございます。この件について、ご質問、ご意見等がございましたらお願いします。はい、神村委員、どうぞ。

神村委員 本当に大変な作業だったのではないかと思います。

屋比久部長 住所と地番は同じでも、全く違う場所にあつたりしますのでね。

本仲委員長 感想ですが、校長は学校教育計画というのを作りますが、その中でこの1ページから3ページまでの表記も必要ではあります、これよりも、7ページ、8ページにあるような、視覚に訴えるような物があれば、学校の職員や地域、保護者も、わかりやすいと思うんですよ。それで今、神村委員がおっしゃったように大変な作業だったんじゃないかなと思います。住所と照らし合わせながら線を引くわけですから。その中で、今回のような課題が見つかったということで、非常に良い仕事をされているなと思いました。これは小学校36校分全であるわけですよね。中学校も。

田端課長 小学校も中学校もあります。

本仲委員長 全校校区あるので、ぜひ学校に、そして幼稚園や地域にも周知すると、生徒指導の問題にも影響が、いわゆる良い効果が出てくるんじゃないかなと思います。うちの学校の校区とか、いや違うとか、非常にわかりやすい資料を作っていただいたなと思って、感激しています。お疲れ様です。ほかにご意見等ございませんか。はい、どうぞ。

比嘉委員 素朴な質問ですが、実際にこの黄色い番地の方、特に小学校に通つて問題があったわけではないんですね。

本仲委員長 はい、どうぞ。

田端課長 今、こちらのお宅には学齢年齢のお子さんはいらっしゃらないんですが、今、お住まいの方が、もしかしたら孫の世代になると出て来る可能性はあります。

本仲委員長 よろしいですか。はい。それでは議案第30号「那覇市立小学校及び中学校の通学区域等に関する規則の一部を改正する規則制定について」は、原案のとおりで異議はございませんか。

全員 異議なし。

本仲委員長 異議なしとのことです。議案第30号「那覇市立小学校及び中学校の通学区域等に関する規則の一部を改正する規則制定について」、これは議決いたしました。

次の日程3については、2月議会に付議する案件が含まれますので、非公開とすることが適當であると思われます。非公開としてよろしいでしょうか。

- 全員 異議なし。
- 本仲委員長 ご異議がございませんので、日程3については、非公開とします。なお議題に関する資料及び議事録については、2月議会への議案の提出後は公開となります。では関係者以外は退席をお願いいたします。
- ～ 非公開 ～
- 本仲委員長 非公開を解きます。以上を持ちまして、平成29年度第19回教育委員会会議(定例会)を終了いたします。

案件の審議結果

議案第30号	那覇市立小学校及び中学校の通学区域等に関する規則の一部を改正する規則制定について	原案どおり可決
議案第31号	那覇市学校給食センター設置条例の一部を改正する条例制定に関する意見の申出について	原案どおり可決